嘉島町災害公営住宅入居者募集のご案内

　嘉島町災害公営住宅入居者の追加募集に伴い、申込み受付を行いますのでお知らせします。

■入居資格

　次の(1)から(7)の全ての要件を満たす必要があります。

　 (1)平成２８年熊本地震により嘉島町で居住していた住宅が被災し、その住宅のり災判定が「全壊」の世帯。または、り災判定が「大規模半壊」または「半壊」であり、その住宅を解体していること。半壊以上の未解体世帯についても自己都合によらない退去の場合は申込みが出来ます。

(2)被災者生活再建支援制度の加算支援金を申請（受給）していないこと。

(3)住宅に困窮していること。

(4)収入基準に該当すること。

「政令月収が一般階層世帯は月額１５８，０００円以下、裁量階層世帯（小学校就学前の子供のいる世帯等）は月額２１４，０００円以下」

　(5)現在、同居しているか、同居しようとする親族があること。

　　 ＊単身入居の方は別途基準がありますので、個別にご相談ください。

　(6)町税等の滞納がないこと。

(7)暴力団関係者でないこと。

■申込み受付期間等

○期間　　令和２年２月３日（月）～令和２年２月２８日（金）

　（土日祝日を除く）

○時間　　午前８時３０分から午後５時まで

　○場所　　嘉島町役場建設課

■入居（募集）団地

　〇荒尾団地（上六嘉）：２戸（２ＬＤＫ）

　〇浮明団地（鯰）：１戸（２ＬＤＫ）

■入居予定時期

　〇令和２年４月

■申込みに必要なもの

　○災害公営住宅入居申込書（役場建設課に備え付けてあります。また嘉島町ホームページからもダウンロードできます。）

　○印鑑

　○り災証明書の写し

〇入居予定者全員の住民票謄本（個人番号記載有）

　〇入居予定者全員の所得証明書（令和元年度世帯課税証明書）

　〇入居予定者全員の滞納がない証明書

　○「大規模半壊」または「半壊」の世帯は、解体証明書の写し又は滅失登記簿謄本の写し

　裏面へ

■入居者の決定

　入居者資格(1)から(7)に該当する申込者を審査し、公開抽選で決定します。

■その他注意事項

　(1)入居後は、家賃・電気代・ガス代、及び共益費・駐車場代等の支払いが必要になります。

　(2)入居時には、敷金（家賃の３か月分）の支払い、連帯保証人が必要です。

　(3)ペットの飼育は、室内・敷地内ともに不可です。

　災害公営住宅使用料（家賃）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 政令月収 | 入居者家賃 |
| ２ＬＤＫ |
| １ | ０円～１０４，０００円 | ２３，８００円 |
| ２ | １０４，００１円～１２３，０００円 | ２７，５００円 |
| ３ | １２３，００１円～１３９，０００円 | ３１，５００円 |
| ４ | １３９，００１円～１５８，０００円 | ３５，５００円 |
| ５ | １５８，００１円～１８６，０００円 | ４０，６００円 |
| ６ | １８６，００１円～２１４，０００円 | ４６，８００円 |

＊政令月収は、入居者全員の給与や公的年金等の収入による所得と世帯属性等による控除（扶養控除、障害者控除など）を考慮し算出します。

■お問い合わせ先　　嘉島町建設課管理係　　０９６－２３７－２６１９